

海外療養費申請のご案内

海外で急な発病や負傷のために現地の医療機関を受診した場合、現地では保険給付が受けられません。そのため帰国後に療養費支給申請をすることで、条件を満たす範囲において療養費の給付を受けることができます。申請に際しては以下の内容を必ずご確認ください。

○次のすべての条件に該当する場合に限ります。

(例)・やむを得ない理由で受診したと保険者が判断した場合

治療目的の渡航や長期海外滞在等で、療養の必要性を予測できたうえであえて保険診療が受けられない海外の医療機関を受診した場合(人工透析を除く)は該当しません。

・日本で保険適用されている治療である場合

日本で保険適用されていない医療・差額ベッド代や部屋代・諸雑費等および鍼灸マッサージ・補装具の作成は含まれません。

○申請のために提出していただく外国語の書類には日本語訳文の添付が必要です。

ご提出書類の内容審査にあたって、支払いの内容が不明瞭だと審査対象から外されることがあるため、できるだけ詳細な日本語訳文をお付けください。

○申請から支給決定までに数か月程度の期間がかかることがあります。

外部の審査機関で審査を要するために支給決定までに最短で3か月ほどの時間を要します。また、必要に応じ申請した方への再度の問い合わせや追加調査を行った場合は、さらに期間が延びることがあります。

○実際に支払った額より支給額が大幅に少なくなる場合があります。

次のいずれか低い方の保険負担分を支給します。

- ・病名及び診療日数を日本国内の保険診療標準額にて算定した額
- ・実際に現地で支払った金額から保険適用されない項目を減額した額

○申請は受診者ご本人の帰国後に受け付けます。

○申請期間は医療費を支払った日の翌日から2年間です。

1. 申請に必要な添付書類

①「**診療内容明細書(Form A)**」・「**領収明細書(Form B)**」および医療機関に医療費を支払った際の「**領収書**」

・「診療内容明細書(Form A)」は現地の担当医に記入を依頼し、「領収明細書(Form B)」は現地の担当医あるいは病院事務長に記入を依頼してください。それぞれに記入者の署名が必須となります。また、療養を受けた人ごと・医療機関ごと・月ごと、また外来・入院ごとに作成が必要です。

・「診療内容明細書(Form A)」様式に代わり「**診療の内容等が分かる診療明細書**」、また「領収明細書(Form B)」様式に代わり「**請求金額の内訳が分かる領収明細書**」の提出でも結構です。

裏面あり

- 国外へ行く前に国保・年金課保険給付係で海外療養費添付様式（診療内容明細書（Form A）・領収明細書（Form B）の様式を受取るか、または世田谷区 HP「療養費の支給」より印刷して国外に携帯することをおすすめします。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/003/002/005/d00008937.html>
「海外療養費添付様式（外来治療用）.PDF」
「海外療養費添付様式（入院治療用）.PDF」
「海外療養費添付様式（歯科治療用）.PDF」

②日本語の訳文

- ・本文を複写した別紙に訳文を記載し、翻訳者の住所・氏名・連絡先を明記してください。

③パスポートまたは出入国管理記録

- ・療養日をはさんだ日本出入国の押印を確認します。なお、日本出入国時に自動ゲート等を利用したためパスポートに出入国スタンプがなく確認ができない場合には、法務局の出入国管理記録を提出してください。

➤ 参考

法務省 出入国在留管理庁 HP 「出入(帰) 国記録に係る開示請求について」
<http://www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/record.html>

2. 申請場所など

世田谷区役所 第二庁舎 2 階 26 番窓口

※窓口へのご本人の来所が必要です。※くみん窓口・出張所等の他窓口、郵送は受付不可。

➤ お持ち物

- ①「診療内容明細書（Form A）」・「領収明細書（Form B）」および「領収書」
- ②上記 3 点にそれぞれ対応する日本語訳文
- ③パスポートまたは出入国管理記録
- 国民健康保険証
- 顔写真付きの本人確認書類
- 療養費振込先の口座情報
- 世帯主および療養を受けた被保険者のマイナンバーの確認できる書類

➤ 窓口でご記入いただく書類

- 調査同意書：療養内容について現地医療機関等に照会することへの同意をいただくため、療養を受けたご本人が来所・記入してください。
- 国民健康保険療養費支給申請書：①ごとに記入が必要です。

★申請時のお願い

○ご来所の際はできるだけ事前にお電話等で来所予定日時をお知らせくださるようお願いいたします。

○申請をスムーズにお受けするためにも、添付書類は療養を受けた人ごと・医療機関ごとに診療内容明細書・領収明細書・領収書を整理のうえ、日本語訳文とともに受付の職員に内訳のご説明をお願いします。また、書類の記入漏れや不足等があると、再度ご来所いただくことがあります。

お問い合わせ先：世田谷区 国保・年金課 保険給付

電 話 0 3 - 5 4 3 2 - 2 3 4 9